

○内閣府、復興庁、総務省、
財務省、農林水産省、経済産業省、
令第一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 寺田 稔

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年
内閣府、復興庁、総務省、
財務省、農林水産省、経済産業省、

業省、
令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー

・金属鉱物資源機構」に改める。

附 則

この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。